

下記により、町の公有財産（町有地）を一般競争入札の方法により売払いますので公告します。

令和8年1月15日

三股町長 木佐貫 辰生

記

1. 物件の表示

区画番号	所 在 地	地目	地 積	予 定
			公簿	価 格
①	三股町大字樺山字古堀 1963番1	宅地	1,442.34 m ²	1,470万円

2. 公売の方法

一般競争入札

3. 入札日時及び場所

日時：令和8年3月3日（火）午前10時～

場所：三股町役場4階 第2会議室

4. 入札参加資格

(1) 個人又は法人とします。

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。

①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②国、県、市町村税を滞納している者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である者のかつてに掲げる者

(ア) 当該物件を暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの用に供しようとする者

(イ) 次のいずれかに該当する者

(a) 法人の役員等（※）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

(b) 自己、自社又は第三者の不正の利益を得る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(c) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(d) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(e) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不恰に利用している者

5. 売払い条件

- (1) 騒音や振動等により近隣住民の安全・安心な暮らしを脅かすような用途に供さないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供さないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2項に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はそれらに類するものの用途に供さないこと。
- (4) 物件の全部について、購入した状態のまま第三者へ転売しないこと。
- (5) 物件の管理にあたっては、建物の建築前後を問わず、常に善管注意義務を負うものとする。特に、雑草の繁茂等により近隣の生活環境を損なわないよう、所有者の責任において適切に維持管理を継続すること。

6. 入札参加申込

入札に参加される方は、町指定の用紙により入札参加申込（一般競争入札参加申込書等の提出）を行ってください。その他必要書類については、別紙「入札参加要領」を必ずご確認ください。

入札参加申込受付期間 令和8年2月5日（木）～2月20日（金）

用紙の請求及び書類の提出は、三股町役場 総務課 行政係です。

町では、申込者以外への所有権移転登記は行いませんので、ご夫婦などで共有登記を予定される方は、予め連名でお申し込みください。

7. 入札保証金

入札に参加される方は、入札金額の5%以上の入札保証金を入札前に納付して下さい。

入札保証金は、落札人が落札を取り消した場合、不正な入札を行った場合、所定の期間内に売買契約を締結しなかった場合などに、町に帰属します。

8. スケジュール

参加申込期間	令和8年2月5日（木）～2月20日（金）
入札	令和8年3月3日（火）午前10時～
契約保証金の納付・契約締結	令和8年3月10日（火）まで（落札日から7日以内）
売買代金支払い	契約締結日から30日以内に一括納付
所有権移転登記	売買代金が完納されたことを確認後に町にて登記※

※登記に要する登録免許税は買受者負担

9. その他

現地確認について

お申し込みにあたっては、必ず現地を下見したうえでお申し込みください。

現地を下見される時は、土地の位置、形状、のり、有効面積、整地状況、支柱と支線、道路標識、ゴミステーション等周辺の状況を併せてご確認ください。